

〈フォローアップ研修・現任研修の考え方〉

現行制度では、家庭的保育者に対してのみフォローアップ研修及び現任研修(以下、現任研修等という)が課せられているところであるが、子ども・子育て支援新制度では小規模保育等の保育従事者等については、研修の修了が従事要件となっており、従事後も保育者としての資質の向上を図るため必要があることから、研修体系について整備を図る必要がある。また、研修の修了が従事要件となっていない事業についても、事業の実態等に応じた研修体系の整備が必要。

〈フォローアップ研修・現任研修の目的・内容等〉

(1) 小規模保育等の研修の修了が従事要件となっている事業等の現任研修等については、以下のものとする。

【フォローアップ研修（対象者：経験年数2年未満の者）】

(目的) 子育て支援員(仮称)研修において修得した内容と各事業に従事し、日々の実践を通じて生じた疑問や悩みの解消や関係機関との連携のあり方など問題解決への支援。

(内容) 業務に携わる中で生じた相談・質問を中心とした研修。

(時間数) 年2回程度(※)／1回2時間程度

※経験年数1年未満の者を対象とする場合には、2ヶ月に1回以上が望ましい。

【現任研修（対象者：すべての従事者）】

（目的）各事業の従事者としての資質の向上を図るために必要となる、基礎的分野から事業の特性に応じた専門分野における必要な知識・技術の習得。

（内容）基礎的分野として、最近の児童福祉の概要、子どもの発達・遊びの理解、子ども・保護者対応、緊急時の対応、子どもの虐待、障害児への理解
専門分野として、各事業の特性に応じた研修内容を基礎分野と組み合わせて行う。

（時間数）実施頻度、時間数については、各事業の特性に応じて定めるものとする。

※現任研修等の実施にあたっては、上記の内容等を基本としつつ、地域の実情等に応じて行うものとする。

(2)研修の修了が従事要件となっていない事業については、地域の実情等に応じて研修が実施できるよう、上記のフォローアップ研修・現任研修の目的・内容等から事業の特性を勘案し、研修内容等を策定。

(3)フォローアップ研修の内容及び現任研修の科目・内容、研修時間数並びに各事業の特性に応じた研修内容・あり方などについて、今後検討。

フォローアップ研修・現任研修イメージ③

【フォローアップ研修】

目的・内容

(目的)

子育て支援員(仮称)研修において修得した内容と各事業に従事し、日々の実践を通じて生じた疑問や悩みの解消や関係機関との連携のあり方など問題解決への支援

(内容)

業務に携わる中で生じた相談・質問を中心とした研修

[例]

- ・保育内容の相談(異年齢保育等)
 - ・子ども・保護者の支援のあり方
 - ・避難経路の確保・避難訓練等の計画
 - ・記録等の書類の作成方法
 - ・安全管理等
 - ・関係機関との連携等
- など

【現任研修】

科目名

時間数

(基礎分野)

①最近の児童福祉の概要

②子どもの発達(遊びの理解含む)

③子ども・保護者の支援等

④緊急時の対応

⑤子どもの虐待

⑥障害児への理解

(専門分野)

・

- ・基礎分野は共通研修の科目をもとに整理。
- ・専門分野の科目については、専門研修科目案をもとに検討
- ・研修の実施にあたっては、基礎分野と専門分野で関連がある場合には一体的な実施も可能とする。
- ・研修の総時間数は、基礎分野と専門分野の科目数・内容を勘案して策定する。